

## 【令和8年度新エネルギー等実現可能性実証事業補助金】

### 回答書

令和8年4月6日

No.	質問内容	回答内容
1	<p>共同事業体ではなく、2社に調査内容を再委託する体制でのエントリーを検討していますが、問題ありませんでしょうか。</p> <p>例) A社(800万円)にて受託した後、B1社(200万円), B2社(200万円)に一部調査内容の再委託。</p> <p>また契約金額に対する、再委託金額の上限の有無についてご教示願います。</p>	<p>可能です。ただし、補助事業者は「事業全体の企画・立案・根幹に関わる執行管理」を自ら行う必要があります。</p> <p>また、再委託金額に一律の上限(〇%以内など)は設けておりませんが、委託・外注費が大部分を占める場合は、その必要性や妥当性を審査します。</p>
2	<p>事業採択時および完了時の情報の取り扱い(成果物の公表など)についてご教示願います。</p> <p>例) 企業名(および成果物も含む)がHPへ公表される、等。</p>	<p>採択時には、事業者名、事業名、事業概要について沖縄県のホームページ等で公表する場合があります。</p> <p>また、成果物については原則として県が求める範囲で報告いただくこととなりますが、公表範囲については、個別の内容に応じて整理することとなります。</p>

3	<p>今後経済産業省はじめ国の支援制度（GX 戦略地域支援など）の公募が令和8年度内にも開始された場合、本事業の次のステップの取り組みとして、エントリーしていくことは問題ありませんでしょうか。</p> <p>例）本事業でFSに取り組み、国の支援ではPre-FEEDレベルの事業内容でエントリーするなど。</p> <p>また国の支援制度にエントリーにあたり、事前に沖縄県への相談は必要でしょうか。</p>	<p>問題ありません。本事業の成果を踏まえ、国の支援制度等へ応募することは差し支えありません。</p> <p>ただし、同一の経費に対して国と県から重複して補助を受けることはできません。</p> <p>また、国への申請にあたり県への事前相談は必須ではありませんが、必要に応じて情報共有をいただければ幸いです。</p>
4	<p>《補助対象の取組み内容確認》</p> <p>公募要領 P1 1. 対象事業(2)対象経費(案)『補助の対象となる取組例(調査・実証のテーマ例) ●海洋再生可能エネルギー(波力・潮力……等)』において、“潮力 = 潮流(海流)”として応募可能という理解で良いかご教示願います。</p>	<p>含まれます。海洋再生可能エネルギーの潮流・海流を用いた実証・調査についても応募可能です。</p>
5	<p>《提出書類の綴じ方、提出データに関する確認》</p> <p>公募要領 P2 3. 申請書類・提出期限において、8部提出する資料において、正本・副本の区別や押印原本の扱いがあるかご教示願います。</p> <p>また、提出する電子媒体に保存するファイル形式に指定があるかご教示願います。</p>	<p>8部のうち、1部を正本（原本）としてご提出ください。</p> <p>電子媒体については、Word、Excel、PowerPoint、PDF形式での提出をお願いします。</p>
6	<p>《評価基準、評価点数の確認》</p> <p>公募要領 P4 4. 審査方法・評価項目(3) 評価項目において、各項目における具体的な評価基準および点数配分についてご提示可能でしょうか。</p>	<p>評価基準の詳細な点数配分については公表しておりませんが、公募要領に記載の評価項目に基づき評価いたします。</p>

7	<p>《補助範囲確認》</p> <p>新エネルギー等実現可能性実証事業補助金交付要綱 P1 第3条2記載事項、『民間事業者等が行うフイージビリテイ等の調査事業または当該調査の結果に基づき開発・導入した実証機により、実際の効果や技術的な課題等を検証する初期段階の実証事業』と記載がありますが、“フイージビリテイ調査のみ”の応募も対象となるかご教示願います。</p>	<p>フイージビリテイ調査のみの応募についても、本事業の対象となります。</p>
8	<p>《補助事業における成果物の確認》</p> <p>“フイージビリテイ調査のみ”の場合、沖縄県が求める成果物・評価観点をご教示願います。</p>	<p>成果物としては、当該事業にかかる調査報告書を求めます。</p> <p>評価観点については、今後の実用化・商用化に向けた課題や対応方針が整理されているか等の観点を確認します。</p>
9	<p>《経費区分の確認》</p> <p>新エネルギー等実現可能性実証事業補助金交付要綱 別表第1における経費区分において、沖縄県としての費用区分の判断基準はございますでしょうか。</p> <p>(具体的には data 観測等に使用する計器や測量機器、掘削等に使用する重機機械損料等について経費区分は定められていますでしょうか)</p>	<p>1年以上使用可能な計器類等は「設備費」、重機の機械損料や消耗品、外注費等は「実証経費」に分類されると想定しております。</p> <p>基本的には本事業の要綱別表第1および経済産業省の「補助事業事務処理マニュアル(R4年6月)P7~8」の定義に準じます。</p> <p>なお、個別の経費について判断しがたいものや、特殊な機材等の区分については、事業実施前に個別にご相談ください。</p>

10	<p>《外注費等の割合上限について》</p> <p>公募要領の「対象経費(案)」にて実証経費として「委託・外注費」が補助対象に含まれる旨の記載を確認しました。一方で、委託・外注費の計上割合(補助対象経費または全体事業費に対する上限%)に関する記載が見当たりませんでした。</p> <p>本補助金において、委託・外注費の割合上限(例：〇%以内等)は設定されているかご教示願います。設定がある場合、上限値と、割合算定方法をご教示願います。</p> <p>設定がない場合は「上限なし」と明確にご回答頂ければ幸いです。</p>	No.1 の回答をご参照ください。
11	<p>《共同事業の割合上限について》</p> <p>1つ前の質問と類似しておりますが、仮に共同事業体での応募した場合、補助対象経費(または全体事業費)に対して、共同事業者(代表事業者以外の構成員)が実施・執行する経費の割合に上限は設定されているかご教示願います。</p> <p>設定がある場合、上限値と、割合算定方法をご教示願います。設定がない場合は「上限なし」と明確にご回答頂ければ幸いです。</p>	<p>共同事業体における各構成員の経費割合について、上限は設けておりません。</p> <p>ただし、代表事業者が事業全体を主体的に管理・実施する体制であることが求められ、実施体制の妥当性については審査において評価されます。</p>
12	<p>公募要領 3. 申請手続き(3)応募資格</p> <p>(1)沖縄県内に本社、支社、営業所、事務所等を有していること。</p> <p>上記について質問です。</p> <p>沖縄県内における営業所の設置につきまして確認させていただきたく存じます。</p> <p>当方では補助金申請書提出までに、県内の他社様事務所内に営業所を設置する予定でございますが、公募要領上問題はございませんでしょうか。</p>	<p>県内に営業所が設置されており、提出書類によってその事実が確認できるのであれば、他社事務所内への設置であっても応募資格を満たします</p>

13	<p>二次審査(選定委員会)がプレゼンテーションで行われる場合、代表事業者に加えて共同事業者も参加することは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。共同事業者(JV)として応募される場合、事業の各役割を分担する共同事業者の担当者がプレゼンテーションに参加し、専門的な説明や質疑応答を行うことは差し支えありません。ただし、会場の都合上、出席人数を制限(例:3~5名程度)する場合があります。詳細は、一次審査通過後の二次審査通知において改めて案内します。</p>
14	<p>資料3(実施計画書)1.実施計画の概要において、代表事業者の事業実施担当者の中に「事業の窓口となる方」という表記がございます。共同事業者の事業実施担当者も「事業の窓口となる方」に追加することは可能でしょうか。(共同事業者の担当者も事業の窓口として貴庁とやり取りさせて頂きたいという意図です)</p>	<p>可能です。本事業の公募要領では、代表事業者が「事務局等との調整や経理事務を主体的に行う」役割を担うこととしており、公式な通知(内定、交付決定、額の確定等)の送付先や受取権限は代表事業者に帰属します。一方で、技術的な打ち合わせや日常的な業務連絡を円滑に進めるために、共同事業者の担当者を連絡先に含めることは問題ありません。</p>
15	<p>提出書類⑬「県税について滞納がなく、消費税及び地方消費税について未納がないことを確認できる書類(発行後3ヶ月以内、写し可)」について、税務署が繁忙期なため本公募の提出締め切りまでに準備できず、後日提出することになる可能性があります。公募の公平性の観点から難しいかもしれませんが、後日提出の対応をさせて頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>提出書類については、公募要領に記載のとおり、原則として提出期限までにすべての必要書類を提出いただく必要があります。</p> <p>ただし、やむを得ない事情により期限までの提出が困難な場合には、当該証明書以外の書類を申請期限までに提出いただくとともに、当該証明書については取得後速やかに提出いただくことを前提に、個別に判断します。</p> <p>なお、その際には、やむを得ない事情を記載した理由書等の提出を求めますので、あらかじめご了承ください。</p>

16	<p>提出書類⑬「県税について滞納がなく、消費税及び地方消費税について未納がないことを確認できる書類（発行後3ヶ月以内、写し可）」について、直近年度分のみ提出でよろしいでしょうか。</p> <p>また、市税についての書類も必要でしょうか。</p>	<p>納税証明書は「特定の年度の納税実績」ではなく、「申請時点において滞納がないこと」を証明するものを提出してください。また、本公募において市税（市町村税）に関する書類の提出は不要です。</p>
17	<p>新エネルギー等実現可能性実証事業で、沖縄のA事業者が、沖縄へペロブスカイト太陽電池の製造工場を設立前に、世界最高レベルの変換効率、大面積化、量産化の進んでいる、中国で工場が稼働し、第三者機関の変換効率確認も済んでいます、この製品を、実証事業とし設置し、来年に、沖縄へ製造工場を計画しています、申請可能でしょうか。</p>	<p>本事業は、新エネルギー等に関する技術の実証や事業化可能性の検討を目的としており、海外で開発・製造された製品を活用した実証であっても、本県における導入可能性の検証や事業化に資する内容であれば、対象となり得ます。ただし、具体的な事業内容や実施体制、県内への波及効果等を踏まえ、総合的に審査・判断することとなります。</p>
18	<p>補助金交付要綱の補助対象経費区分が人件費、設備費、実証経費と有りますが、ペロブスカイト太陽電池の設置工事費は、対象外でしょうか。</p>	<p>設置工事費については、その内容が本事業の目的である実証に必要な経費と認められる場合には、対象となる可能性があります。</p> <p>具体的な取扱いについては、事業内容や経費の性質に応じて個別に判断します。</p>